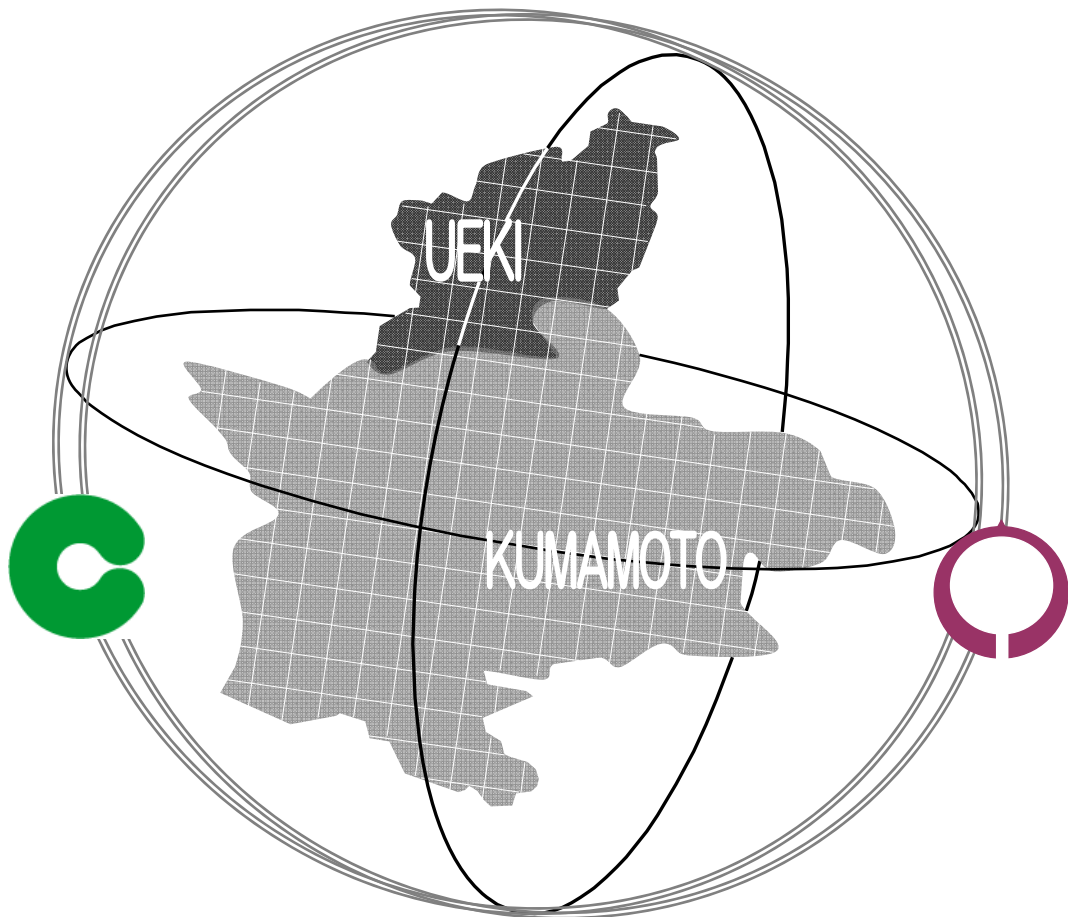


第2回

熊本市・植木町合併協議会



日 時 平成21年1月30日（金）
午後3時～

場 所 KKRホテル熊本
「有明・不知火」

目 次

〔報 告〕

議員専門部会からの報告	3
-------------	---

〔協 議〕

協議第 1 号 合併の方式について	9
協議第 2 号 合併の期日について	11
協議第 3 号 新市の名称について	13
協議第 4 号 新市の事務所の位置について	15
協議第 9 号 地方税の取扱い	21
協議第 17 号 企画財政関係事業について	29
協議第 21 号 環境保全関係事業について (その1)	35
協議第 25 号 水道関係事業について	45
協議第 26 号 電算関係事業について	51

〔 報 告 〕

平成21年1月8日

熊本市・植木町合併協議会
会 長 幸山 政史 様

熊本市・植木町合併協議会議員専門部会
部会長 嶋 田 幾 雄

議員専門部会における審議の経過及び結果について

このことについて、熊本市・植木町合併協議会専門部会設置規程第8条第1項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

第1回議員専門部会報告書

開催日時 平成21年1月8日(木)
午後2時00分～午後3時10分
開催場所 熊本市 議会棟5階特別委員会室
出席委員 16名出席

1.部会長、副部会長の選任について

熊本市・植木町合併協議会専門部会設置規程第5条第2項の規定により、委員互選の結果、下記のとおり選任された。

職名	氏名	選出市町名
部会長	嶋田幾雄	熊本市
副部会長	住野弘行	植木町

2.審議の状況について

第1回熊本市・植木町合併協議会開催の結果、27の合併協議項目のうち、7項目が議員専門部会へ付託されたこと及びその協議の進め方等についての説明があった後、付託された事項のうち、4項目について審議を行い、下記のとおり承認された。

(1) 協議第1号 合併の方式について

「合併の方式については、植木町を廃し、その区域を熊本市に編入する編入合併とする。」

(付帯事項)

熊本市と植木町の合併は、両市町の歴史・伝統・文化やまちづくりの歩みを尊重しつつ、「対等な立場」「互助の精神」の理念のもと、「合併協議項目の調整方針」に基づく協議を行うことにより、両市町の一体的な発展と住民福祉の向上を目指すものとする。

(2) 協議第2号 合併の期日について

「合併の期日については、平成22年3月31日までの間で住民生活への影響等を勘案し改めて定める日とする。」

(3) 協議第3号 新市の名称について

「新市の名称は、熊本市とする。」

(4) 協議第4号 新市の事務所の位置について

「新市の事務所の位置については、熊本市手取本町1番1号とする。」

〔 協 議 〕

熊本市・植木町合併協議会協議項目一覧

平成21年1月30日現在

項目	協議番号	協議項目	提案	承認	協議の状況
基本的協議項目	①	合併の方式	第2回		
	②	合併の期日	第2回		
	③	新市の名称	第2回		
	④	新市の事務所の位置	第2回		
	5	財産及び債務の取扱い			
特例法による協議項目	⑥	議会の議員の定数及び任期の取扱い			
	7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い			
	⑧	地域自治組織等の取扱い			
	9	地方税の取扱い	第2回		
	10	一般職の職員の身分の取扱い			
	⑪	合併市町村基本計画			
その他の項目	12	一部事務組合等の取扱い			
	13	使用料・手数料の取扱い			
	14	公共的団体等の取扱い			
	15	補助金・交付金等の取扱い			
各種事業項目	16	総務関係事業について			
	17	企画財政関係事業について	第2回		
	18	市民生活関係事業について			
	19	健康福祉関係事業について			
	20	子ども未来関係事業について			
	21	環境保全関係事業について	第2回①		
	22	経済振興関係事業について			
	23	都市建設関係事業について			
	24	教育関係事業について			
	25	水道関係事業について	第2回		
	26	電算関係事業について	第2回		
関連項目 政令市	27	政令指定都市移行に関する事項について			

※○付の協議番号は議員専門部会に付託された事項。

協議第 1 号

合併の方式について

合併の方式について承認を求める。

平成 21 年 1 月 30 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

合併の方式について

合併の方式については、植木町を廃し、その区域を熊本市に編入する編入合併とする。

(付帯事項)

熊本市と植木町の合併は、両市町の歴史・伝統・文化やまちづくりの歩みを尊重しつつ、「対等な立場」「互助の精神」の理念のもと、「合併協議項目の調整方針」に基づく協議を行うことにより、両市町の一体的な発展と住民福祉の向上を目指すものとする。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

協議第 2 号

合併の期日について

合併の期日について承認を求める。

平成 2 1 年 1 月 3 0 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

合併の期日について

合併の期日については、平成 2 2 年 3 月 3 1 日までの間で住民生活への影響等を勘案し改めて定める日とする。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

協議第3号

新市の名称について

新市の名称について承認を求める。

平成21年 1月30日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

新市の名称について

新市の名称は、熊本市とする。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

協議第 4 号

新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置について承認を求める。

平成 21 年 1 月 30 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置については、熊本市手取本町 1 番 1 号とする。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

(市町村合併法定協議会運営マニュアル「基本編」より一部抜粋)

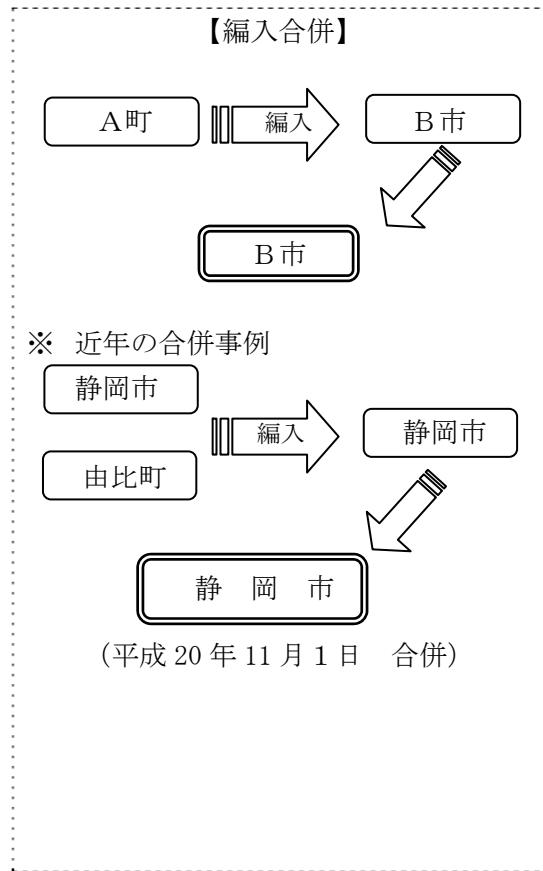
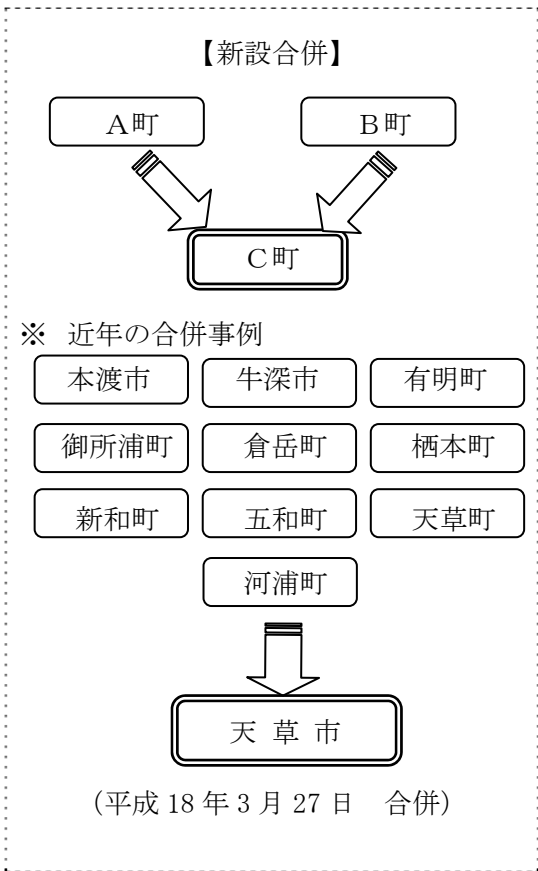
○合併の方式

新設合併とするか編入合併とするかは、合併の法形式として最も基本的な事項であり、その後の協議の土台をなすものであり、優先して論議されるべき事柄です。その一方、大きな相違点があることから慎重に判断し、合併の状況がみえてきた段階で、衆議を尽くして選択した方がよいとの意見もあります。

いずれの場合にせよ、合併に際しては、両市町が全て対等な立場で臨むことが必要です。近年の事例を見ると、「対等な精神での編入合併」ということを協議会で決定しているケースもあります（佐賀市、福島市など）。

※下表【新設合併と編入合併の比較】参照

- ◎ 市町村の合併は、地方自治法第7条に規定する『廃置分合』に含まれる概念です。
- ・「廃置分合」とは、法人格の変動を伴う地方公共団体の区域の変化であり、合体、編入、分割、分立のうち、少なくとも1つ以上の市町村の数が減少するものを「市町村の合併」といいます。
- ・市町村の合併は、その形態により「新設合併」と「編入合併」の2つに分けることができます。



【新設合併と編入合併の比較】

		新 設 合 併	編 入 合 併
定義		2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの。
法人格		新たに法人格が発生する。	編入する市町村の法人格が継続する。
合併市町村の名称		新たに定める。	編入する市町村の名称となる。
事務所の位置		新たに定める。	通常は編入する市町村の事務所の位置となる。
市町村の長		消滅する合併関係市町村の長は失職する。	編入する市町村の長は変わらず、編入される（消滅する）市町村の長は失職する。
議会の議員	原則	消滅する合併関係市町村の議会の議員は失職する。 合併市町村の定数による設置選挙を行う。	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される（消滅する）市町村の議会の議員は失職する。 （合併による著しい人口増の場合は増員選挙を行う。）
	特例	次のいずれかによることができる。 ①設置選挙において、新設合併の特例定数（定数の2倍まで）とすることができる。 ②合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、最長2年間在任することができる。	次のいずれかによることができる。 ①増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とすることができる。 （増加分は編入された区域に配分） ②編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、編入する市町村の議会の議員の残任期間に限り、在任することができる。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採ることができる。
農業委員会の委員 （合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合）	原則	消滅する合併関係市町村の委員（選挙による委員、選任による委員）は全て失職し、新たに選挙を行う。（選任による委員は農業委員会法に基づき選任する）	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される（消滅する）市町村の委員は全て失職する。
	特例	合併関係市町村の委員（選挙による委員）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は10～80人の範囲で、最長1年間、在任することができる。	編入される（消滅する）市町村の委員（選挙）のうち合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間に限り、在任することができる。
特別職の職員		消滅する合併関係市町村の特別職の職員は、全て失職する（新たに選任する）。	編入する市町村の特別職の職員はそのまま在任し、編入される（消滅する）市町村の特別職の職員は全て失職する。
条例・規則		消滅する合併関係市町村の条例・規則は全て失効する（新たに制定する）。	編入する市町村の条例・規則を適用する（合併に伴い必要な改正を行う）。

【市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）下での市町村合併の状況】

※ 平成21年8月8日までに官報告示を終えたもの

合併年月日	新市町村名	合併関係市町村	合併形態
平成18年1月10日	高松市	高松市、牟礼町	編入
平成18年4月1日	弥富市	弥富町、十四山村	編入
平成18年8月1日	笛吹市	笛吹市、芦川村	編入
平成18年10月1日	高崎市	高崎市、榛名町	編入
平成18年10月1日	八女市	八女市、上陽町	編入
平成19年1月1日	本宮市	本宮町、白沢村	新設
平成19年1月22日	岡山市	岡山市、建部町、瀬戸町	編入
平成19年1月29日	みやま市	瀬高町、山川町、高田町	新設
平成19年2月13日	熊谷市	熊谷市、江南町	編入
平成19年3月11日	相模原市	相模原市、藤野町、城山町	編入
平成19年3月12日	木津川市	木津町、加茂町、山城町	新設
平成19年3月31日	宇都宮市	宇都宮市、上河内町、河内町	編入
平成19年3月31日	延岡市	延岡市、北川町	編入
平成19年10月1日	佐賀市	佐賀市、川副町、東与賀町、久保田町	編入
平成19年10月1日	屋久島町	上屋久町、屋久町	新設
平成19年12月1日	南九州市	穎娃町、川辺町、知覧町	新設
平成20年1月1日	高知市	高知市、春野町	編入
平成20年1月15日	豊川市	豊川市、音羽町、御津町	編入
平成20年3月21日	美祢市	美祢市、美東町、秋芳町	新設
平成20年4月1日	村上市	村上市、荒川町、山北町、神林村、朝日村	新設
平成20年4月1日	島田市	島田市、川根町	編入
平成20年7月1日	福島市	福島市、飯野町	編入
平成20年10月6日	熊本市	熊本市、富合町	編入
平成20年11月1日	伊佐市	大口市、菱刈町	新設
平成20年11月1日	静岡市	静岡市、由比町	編入
平成20年11月1日	富士市	富士市、富士川町	編入
平成20年11月1日	焼津市	焼津市、大井川町	編入
平成21年1月1日	藤枝市	藤枝市、岡部町	編入
平成21年3月30日	日南市	日南市、北郷町、南郷町	新設

※総務省自治行政局合併推進課提供 合併デジタルアーカイブより

(編入合併：20件、新設合併：9件)

○合併の期日

合併の期日も合併の基本事項です。期日決定のポイントとしては、住民生活への影響、合併時に予定される事務事業又は公的行事との関係、協議会の協議の進捗状況、首長・議会議員の任期、合併時の事務処理・引継ぎの利便性等を総合的に勘案して判断されるべきものです。

- ※ 合併新法に基づく特例措置（地方税の特例、地方交付税の額の算定の特例等）、新市町村合併支援プランの支援策（政令指定都市の弾力的な指定等）を受けるためには、この法律が失効する平成22年3月31日までに合併する必要があります。

○新市の名称

協議の基本項目において最も意見が分かれることが予想される項目の一つです。

■新設合併

両市町の法人格が消滅し、新たな法人格が発生するため、新市の名称を定める必要があります。名称は、様々な機会に住民生活でも利用されますので、広く意見を求める必要があります。

※名称の定めについては、法律上特に規定がないことから自由に定めることができます。

■編入合併

編入される市町は消滅するが、編入する市町の法人格が残るため、名称は変更しなくても良いこととなります。

○新市町村の事務所の位置

■新設合併

両市町を廃止し、新市を発足させることになるため、新市の事務所（本庁）の位置を定める必要があります。住民の利用に便利であること、交通の事情や他の官公庁等について考慮しながら協議を行います。

■編入合併

通常では編入した市町の事務所の位置が新市の事務所の位置となります。

協議第9号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて承認を求める。

平成21年 1月30日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

地方税の取扱いについて

両市町において、差異のある税制等については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 地方税のうち都市計画税については、政令指定都市移行が実現し、都市計画区域の線引きがなされた場合において、熊本市の例に統一する。

ただし、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき、合併の年度及びその後5年度は課税免除とする。

なお、植木地域における都市計画税の相当額については、植木地域における都市基盤整備等に要する費用に充てていくものとする。

- 2 地方税のうち事業所税については、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき課税免除(合併の年度及びその後5年度)とし、その後は熊本市の例に統一する。

なお、植木地域における事業所税の相当額については、植木地域における都市基盤整備等に要する費用に充てていくものとする。

- 3 地方税のうち法人市(町)民税については、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき不均一課税(合併の年度及びその後5年度は現行の税率を採用)とし、その後は熊本市の税率(制限税率)とする。

- 4 地方税のうち入湯税については、熊本市の例に統一する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(9 地方税の取扱い)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
地方税の取扱い					
1	都市計画税	企画財政部会	第2回		
2	事業所税	企画財政部会	第2回		
3	法人市(町)民税	企画財政部会	第2回		
4	入湯税	企画財政部会	第2回		
地方税の取扱い					
1	固定資産の概要	企画財政部会	事務局		
2	特別土地保有税	企画財政部会	事務局		
3	個人市(町)民税	企画財政部会	事務局		
4	軽自動車税	企画財政部会	事務局		
5	市・町たばこ税	企画財政部会	事務局		
6	たばこ小売組合補助金	企画財政部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	地方税	小項目名	1 都市計画税
協議内容	都市計画税の課税についてどのように取り扱うのか。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	植木地域においては、政令指定都市移行が実現し、都市計画区域の線引きがなされた場合において、熊本市の例に統一する。 ただし、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき、合併の年度及びその後5年度は課税免除とする。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○納税義務者 市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者 ○税率 0.2% ○課税標準 固定資産の基準年度の価格(土地・家屋) ○納期 4期課税、固定資産税と同じ ○税収額 <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度決算 5,087,905千円 平成18年度決算 4,864,697千円 平成19年度決算 4,925,744千円 ○使途 	課税なし
相 違 点 と 課 題	植木町において都市計画税は課税されていないが、導入(時期及び課税対象等)については現在検討中。	

地方税法

(都市計画税の課税客体等)

第七百二条

市町村は、都市計画法 に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法 に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、当該市町村の区域で都市計画法第五条 の規定により都市計画区域として指定されたもの(以下本項において「都市計画区域」という。)のうち同法第七条第一項 に規定する市街化区域(当該都市計画区域について同項 に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない場合にあつては、当該都市計画区域の全部又は一部の区域で条例で定める区域)内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる。当該都市計画区域のうち市街化調整区域(同項 に規定する市街化調整区域をいう。以下本項において同じ。)において同法第三十四条第十号 イに掲げる開発行為に係る開発区域内で同法 に基づく都市計画事業が施行されることその他特別の事情がある場合には、当該市街化調整区域のうち条例で定める区域内に所在する土地及び家屋についても、同様とする。

2 (略)

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	地方税	小項目名	2 事業所税
協議内容	事業所税についてどのように取り扱うのか。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	植木地域においては、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき課税免除（合併の年度及びその後5年度）とし、その後は熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較								
	熊 本 市	植 木 町						
市 町 別 内 容	<p>○課税対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産割 市内にある所有又は借受で事業所用家屋の総延床面積が1,000㎡を超える事業所 ・従業者割 市内の合計従業者数が100人を超える事業所 <p>※1 非課税対象施設の一例 従業員休養室、複合防災施設の消防用設備、卸売市場のうち倉庫や冷蔵庫、畜舎、幼稚園、農協研修施設、病院、自動車ターミナル用施設 など</p> <p>※2 課税標準の特例対象施設の一例 商工組合、農業協同組合、信用金庫、ホテル、営業用倉庫施設、タクシー事業用施設、木材市場 など</p> <p>※3 減免対象施設の一例 指定自動車教習所、酒類卸売業の保管用倉庫、農業協同組合等の共同利用施設、古紙回収事業用施設など</p> <p>○税率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産割 1㎡につき600円 ・従業者割 従業者給与総額の0.25% <p>○税収額</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成17年度決算</td> <td style="text-align: right;">1,863,153千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成18年度決算</td> <td style="text-align: right;">1,877,865千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成19年度決算</td> <td style="text-align: right;">1,888,007千円</td> </tr> </table>	平成17年度決算	1,863,153千円	平成18年度決算	1,877,865千円	平成19年度決算	1,888,007千円	<p>※該当なし</p>
平成17年度決算	1,863,153千円							
平成18年度決算	1,877,865千円							
平成19年度決算	1,888,007千円							

○の用途	
相違点と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本市は課税団体であり、植木町は課税団体でない。 ・合併後は植木町域も課税区域となり、該当する事業所については税負担の増加が生じることとなる。

地方税法

(事業所税の用途)

第七百一条の七十三

指定都市等は、当該指定都市等に納付された事業所税額に相当する額から事業所税の徴収に要する費用として総務省令で定める額を控除して得た額を、次に掲げる事業に要する費用に充てなければならない。

- 一 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
- 二 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- 三 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- 四 河川その他の水路の整備事業
- 五 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- 六 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- 七 公害防止に関する事業
- 八 防災に関する事業
- 九 前各号に掲げるもののほか、市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で政令で定めるもの

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	地方税	小項目名	3 法人市（町）民税
------	-----	------	------------

協議内容	税率についてどのように取り扱うのか。
合併協議会 協議結果 (調整方針)	植木地域においては、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき不均一課税（合併の年度及びその後5年度は現行の税率を採用）とし、その後は熊本市の税率（制限税率）とする。

制 度 比 較				
	熊 本 市		植 木 町	
市 町 別 内 容	○税率		○税率	
	・均等割	制限税率	・均等割	標準税率
	・法人税割	制限税率(14.7%)	・法人税割	超過税率(14.5%)
	○納税義務者数		○納税義務者数	
	・均等割	22,588 (H18 課税状況調)	・均等割	799 (H18 課税状況調)
	・法人税割	22,441 (H18 課税状況調)	・法人税割	798 (H18 課税状況調)
	○税収額		○税収額	
	平成17年度決算	9,713,760 千円	平成17年度決算	294,154 千円
	平成18年度決算	10,059,486 千円	平成18年度決算	367,535 千円
	平成19年度決算	10,237,886 千円	平成19年度決算	243,589 千円
相 違 点 と 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・均等割の税率については、熊本市は制限税率を、植木町は標準税率を採用している。 ・法人税割については、熊本市は制限税率 14.7%、植木町は超過税率 14.5%を採用している。 ・合併後は税率の統合が必要となるが、熊本市の税率とした場合、植木町において税負担の増加が生じる。 			

**熊本市・植木町合併協議会
事務事業調査票**

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	地方税	小項目名	4 入湯税
協議内容	入湯税についてどのように取り扱うのか。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	植 木 町	
市 町 別 内 容	○税率 1人1日150円	○税率 1人1日150円 日帰り1人70円	
	○免税点 1,500円 (食事代、マッサージ代等を含む。)	○免税点 日帰りの入湯客で、入湯料金が1人360円以下	
	○特別徴収義務者 12人 ・ 鉱泉浴場の経営者 ・ 鉱泉浴場経営者以外の者で市長が指定したもの	○特別徴収義務者 22人 ・ 鉱泉浴場の経営者	
	○課税免除 ・ 年齢12歳未満の者 ・ 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・ 修学旅行に参加する者 ・ 簡素、低廉等の施設に入湯する者 ・ 地方団体等の設置する施設に入湯する者	○課税免除 ・ 年齢12歳未満の者 ・ 日帰りの入湯客で、入湯料金が1人360円以下の者 ・ 地域住民の福祉の向上を図るため町及び社会福祉法人等がもっぱら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設において入湯する者 ・ 学校教育上の見地から行われる行事において入湯する者	
	○税収額 平成17年度決算 19,257千円 平成18年度決算 15,681千円 平成19年度決算 16,255千円	○税収額 平成17年度決算 7,066千円 平成18年度決算 7,109千円 平成19年度決算 9,689千円	
相 違 点 と 課 題	税率、免税点、課税免除の範囲、特別徴収義務者を指定できることに相違があり、制度を統一する必要がある。		

協議第17号

企画財政関係事業について

企画財政関係事業について承認を求める。

平成21年 1月30日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

企画財政関係事業について

- 1 企画財政関係事業のうち慣行の取扱いについては、市章、市の木・花・鳥・歌、都市宣言は、熊本市の例に統一する。
名誉町民は、名誉市民として引き続き顕彰していく。
- 2 企画財政関係事業のうちコンビニエンスストアでの市税収納については、新市の事業として継続する。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(17 企画財政関係事業)

協議番号	協議項目	部会名	提案	承認・継続	備考
慣行の取扱い					
1	慣行の取扱い	企画財政部会	第2回		
納税関係事業の取扱い					
1	コンビニエンスストアでの市税収納	企画財政部会	第2回		
広報広聴関係事業の取扱い					
1	行政相談	企画財政部会	事務局		
2	広報紙	企画財政部会	事務局		
3	テレビ・ラジオ・新聞等による広報	企画財政部会	事務局		
4	報道対応	企画財政部会	事務局		
5	ホームページによる広報	企画財政部会	事務局		
6	刊行物による広報	企画財政部会	事務局		
7	市政広報に関するアンケート	企画財政部会	事務局		
8	平和啓発	企画財政部会	事務局		
9	市(町)勢要覧	企画財政部会	事務局		
10	統計調査事業	企画財政部会	事務局		
納税関係事業の取扱い					
1	所得税及び住民税の申告・相談	企画財政部会	事務局		
2	固定資産評価審査委員会	企画財政部会	事務局		
3	納税組合	企画財政部会	事務局		
4	口座振替制度	企画財政部会	事務局		
5	納期及び納付書発行	企画財政部会	事務局		
6	軽自動車標識交付及び廃車	企画財政部会	事務局		
7	税務証明発行	企画財政部会	事務局		
8	税務職員研修	企画財政部会	事務局		
9	納税指導員経費	企画財政部会	事務局		
10	遠隔地滞納市税徴収事務	企画財政部会	事務局		
11	納税推進コール業務	企画財政部会	事務局		
12	滞納整理業務	企画財政部会	事務局		
13	ふるさと納税事業	企画財政部会	事務局		
窓口業務の取扱い					
1	臨時運行許可関係	企画財政部会	事務局		
その他の事業の取扱い					
1	当直警備	企画財政部会	事務局		
2	市(町)有財産の取得管理及び処分(財産審議会)	企画財政部会	事務局		
3	庁舎内の維持管理及び清掃	企画財政部会	事務局		
4	行政財産目的外使用(料・許可)	企画財政部会	事務局		
5	普通財産(貸付料・貸付)	企画財政部会	事務局		
6	実施計画	企画財政部会	事務局		
7	九州中央地域連携推進協議会	企画財政部会	事務局		
8	行政評価	企画財政部会	事務局		
9	庁用自動車の維持管理	企画財政部会	事務局		









熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	慣行の取扱い	小項目名	1 慣行の取扱い
協議内容	町章、町木・花・鳥、名誉町民などについてどのように取り扱うか。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	市章、市の木・花・鳥・歌、都市宣言は、熊本市の例に統一する。 名誉町民は、名誉市民として引き続き顕彰していく。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	市章、市の木・花・鳥・歌、都市宣言、名誉市民 別紙資料参照	町章、町の木・花・鳥、名誉町民 別紙資料参照 町の歌、都市宣言 なし
相 違 点 と 課 題	植木町には、町歌、都市宣言がない。	

慣行の取扱い

	熊本市	植木町
市・町章	 <p>ひらがなの「く」の字を 図案化したもの</p> <p>昭和44年8月1日</p>	 <p>「うえき」の「う」を 図案化したもの</p> <p>昭和55年1月1日</p>
市・町の木	 <p>イチヨウ</p> <p>昭和49年10月9日</p>	 <p>楠</p> <p>平成3年10月1日</p>
市・町の花	 <p>肥後ツバキ</p> <p>昭和49年10月9日</p>	 <p>すいせん</p> <p>平成3年10月1日</p>
市・町の鳥	 <p>シジュウカラ</p> <p>昭和59年5月22日</p>	 <p>ほおじろ</p> <p>平成3年10月1日</p>
市・町の歌	<p>熊本市歌</p> <p>昭和5年3月制定</p>	
都市宣言	<p>「森の都」都市宣言に関する決議 昭和47年10月2日</p> <p>地下水保全都市宣言に関する決議 昭和51年3月22日</p> <p>健康都市宣言 昭和54年10月1日</p> <p>平和都市宣言 平成7年7月27日</p> <p>環境保全都市宣言 平成7年9月25日</p> <p>スポーツ都市宣言に関する決議 平成11年8月27日</p> <p>「観光立市くまもと」都市宣言に関する決議 平成15年9月26日</p>	

<p>名誉市・町民</p>	<p>徳富 蘇峰(本名・猪一郎)氏 昭和 30 年 1 月 1 日表彰</p> <p>高橋 守雄氏 昭和 30 年 1 月 1 日表彰</p> <p>細川 護立氏 昭和 35 年 4 月 1 日表彰</p> <p>福田 令寿氏 昭和 35 年 4 月 1 日表彰</p> <p>宇野 哲人氏 昭和 44 年 10 月 1 日表彰</p> <p>堅山 南風(本名・熊次)氏 昭和 44 年 10 月 1 日表彰</p> <p>後藤 是山(本名・祐太郎)氏 昭和 54 年 10 月 1 日表彰</p> <p>中村 汀女(本名・破魔)氏 昭和 54 年 10 月 1 日表彰</p>	<p>境 米蔵 氏 昭和 51 年 6 月 30 日表彰</p> <p>木村 学 氏 昭和 58 年 6 月 21 日表彰</p>
---------------	---	---

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	納税関係事業	小項目名	1 コンビニエンスストアでの市税収納
協議内容	コンビニエンスストアでの市税収納の実施について		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	新市の事業として継続する。		

制 度 比 較						
	熊 本 市	植 木 町				
市 町 別 内 容	<p>○コンビニエンスストアで収納できる税目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税 → H19 年度課税分から実施 ・市県民税、固定資産税 → H20 年度課税分から実施 <p>○利用可能店舗 約 4 万店舗（全国利用可）</p> <p>○収納委託手数料（19 年度）57.75 円／1 件（税込）</p> <p>○事業費</p> <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>平成 18 年度決算</td> <td>32,165 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度決算</td> <td>40,745 千円</td> </tr> </table> <p>※軽自動車税納入件数 54,976 件（全体の 28.3%）</p>	平成 18 年度決算	32,165 千円	平成 19 年度決算	40,745 千円	<p>※未実施</p>
平成 18 年度決算	32,165 千円					
平成 19 年度決算	40,745 千円					
相 違 点 と 課 題	コンビニ収納を植木町では実施していない。					

協議第 2 1 号

環境保全関係事業について（その 1）

環境保全関係事業について承認を求める。

平成 2 1 年 1 月 3 0 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

環境保全関係事業について

- 1 環境保全関係事業のうち合併処理浄化槽整備事業及び人工かん養促進事業については、熊本市の例に統一する。
- 2 環境保全関係事業のうちごみ減量化及び再生利用の普及・啓発については、一部事務組合に加入している間は、資源ごみ分別収集運営費助成金については継続し、その他については、熊本市の例に統一する。
- 3 環境保全関係事業のうち環境美化活動推進事業については、一部事務組合に加入している間は、ごみ収集所施設整備補助金については継続し、他の事業については新市の事業として継続する。
- 4 環境保全関係事業のうち新世紀漱石の森づくり事業については、新市の事業として継続する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(21 環境保全関係事業)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
清掃事業の取扱い					
1	合併処理浄化槽整備事業	環境保全部会	第2回		
2	ごみの減量化及び再生利用の普及・啓発	環境保全部会	第2回		
3	環境美化活動推進事業	環境保全部会	第2回		
環境対策事業の取扱い					
1	人工かん養促進事業	環境保全部会	第2回		
2	新世紀漱石の森づくり事業	環境保全部会	第2回		
清掃事業の取扱い					
1	浄化槽保守点検業者の登録等手数料	環境保全部会	事務局		
2	し尿収集適正化事業	環境保全部会	次回以降		
3	浄化槽清掃業の許可等手数料	環境保全部会	次回以降		
4	廃棄物の処理及び清掃	環境保全部会	事務局		
5	ごみ収集事業	環境保全部会	次回以降		
6	清掃車の運行・管理	環境保全部会	事務局		
7	家電リサイクル法関係	環境保全部会	事務局		
8	資源リサイクル事業	環境保全部会	事務局		
9	その他のごみ対策	環境保全部会	事務局		
10	一般廃棄物処理業の許可等手数料	環境保全部会	事務局		
11	産業廃棄物適正処理事業	環境保全部会	事務局		
12	ごみ減量・リサイクル活動推進事業	環境保全部会	事務局		
環境対策事業の取扱い					
1	環境保全(エコライフ)に関すること	環境保全部会	事務局		
2	環境パートナーシップ形成事業	環境保全部会	事務局		
3	環境教育・学習事業	環境保全部会	事務局		
4	行政率先活動推進事業	環境保全部会	事務局		
5	自動車交通クリーン推進事業	環境保全部会	事務局		
6	大気汚染等監視啓発事業	環境保全部会	事務局		
7	地球温暖化対策事業	環境保全部会	事務局		
8	有害化学物質対策事業	環境保全部会	事務局		
9	環境総合研究所管理運営事業	環境保全部会	事務局		
10	水資源有効活用促進事業	環境保全部会	事務局		
11	かん養域保全事業	環境保全部会	事務局		
12	広域水保全対策事業	環境保全部会	事務局		
13	水質監視事業	環境保全部会	事務局		
14	水質浄化対策事業	環境保全部会	事務局		
15	水量監視事業	環境保全部会	事務局		
16	緑地樹木保全事業	環境保全部会	事務局		
17	環境保護地区保全事業	環境保全部会	事務局		
18	公共地・民有地緑化事業	環境保全部会	事務局		
19	地域緑化活動促進事業	環境保全部会	事務局		
20	緑化啓発教育事業	環境保全部会	事務局		
21	みどり推進協議会	環境保全部会	事務局		
22	緑の少年団育成事業	環境保全部会	事務局		
23	緑化関係の負担金及び会費	環境保全部会	事務局		
24	熊本市公害防止条例に関すること	環境保全部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 環境保全部会

協議項目	清掃事業	小項目名	1 合併処理浄化槽整備事業
協議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象人槽の取扱い ・高度処理型合併処理浄化槽への補助 ・単独処理浄化槽撤去費補助 		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制度比較			
	熊本市	植木町	
市町別内容	<p>1. 小型合併処理浄化槽設置費助成</p> <p>小型合併処理浄化槽の普及を促進し、公共用水域の水質保を図るため、下水道認可区域外において、小型合併処理浄化槽を設置する者に対して、設置費の一部を補助している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5人槽 332,000円 ・ 6～7人槽 414,000円 ・ 8～10人槽 548,000円 ・ 11～20人槽 939,000円 ・ 21～30人槽 1,472,000円 ・ 31～50人槽 2,037,000円 <p style="text-align: right;">(平成20年4月1日現在)</p> <p>高度処理型浄化槽設置した場合上乗せあり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5人槽 112,000円 ・ 6～7人槽 72,000円 <p style="text-align: right;">など</p> <p>※雨水貯留施設補助金 雨水を利用して既存の浄化槽を雨水貯留槽に転用する者など 転用工事費の2/3(限度額 70,000円)</p> <p>※根拠 浄化槽法 第51条 熊本市小型合併処理浄化槽設置補助金交付要綱 平成17年度決算 89,946千円(229基) 平成18年度決算 62,394千円(158基) 平成19年度決算 73,617千円(172基)</p>	<p>1. 小型合併処理浄化槽設置整備補助事業</p> <p>生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するために、小型合併処理浄化槽を設置する家庭に設置費の一部を、単独処理浄化槽から小型合併処理浄化槽に転換する家庭に設置費及び撤去費の一部を補助。</p> <ul style="list-style-type: none"> 5人槽 332,000円 7人槽 414,000円 10人槽 548,000円 <p>単独処理浄化槽撤去 90,000円 (平成20年4月1日現在)</p> <p>※単独処理浄化槽撤去費補助は平成20年度より追加。</p> <p>根拠 浄化槽法 第51条 植木町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱 平成17年度決算 67,575千円(174基) 平成18年度決算 61,875千円(157基) 平成19年度決算 50,346千円(132基)</p>	
	相違点と課題	<p>小型合併処理浄化槽設置補助対象が異なる。また、熊本市では、高度処理型合併処理浄化槽設置への補助、植木町では単独処理浄化槽撤去費補助を行っている。</p>	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 環境保全部会

協議項目	清掃事業	小項目名	2 ごみ減量化及び再生利用の普及・啓発
協議内容	<p>再生資源の集団回収助成事業については、熊本市と植木町では助成品目、単価が異なることから、合併後に熊本市の制度を植木町でも適用するか協議。</p> <p>生ごみ堆肥化容器及び家庭用生ごみ処理機購入助成については、両市町同一の制度であるか確認。</p> <p>資源ごみ分別収集運営費助成金については、熊本市では実施していない事業であることから事業内容を確認し、合併後も継続するかどうか協議。</p>		
合併協議会協議結果(調整方針)	<p>一部事務組合に加入している間は、資源ごみ分別収集運営費助成金については継続し、その他については、熊本市の例に統一する。</p>		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>1. 再生資源集団回収助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古紙(新聞、段ボール、雑誌、牛乳パック) 1kgあたり 6円 ・古着 1kgあたり 4円 ・アルミ缶、スチール缶 1kgあたり 4円 ・びん類 1kgあたり 4円 <p>※回収品目の拡大予定</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年度決算 38,610 千円(延べ 1,031 団体) 平成 18 年度決算 40,481 千円(延べ 1,058 団体) 平成 19 年度決算 41,200 千円(延べ 1,070 団体) <p>2. 生ごみ堆肥化容器助成</p> <p>購入費の 1/2 助成(上限 3,000 円)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年度決算 533 千円(364 基) 平成 18 年度決算 496 千円(189 基) 平成 19 年度決算 611 千円(417 基) <p>3. 家庭用生ごみ処理機助成</p> <p>購入費の 1/2 助成(上限 20,000 円)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年度決算 10,483 千円(525 基) 平成 18 年度決算 10,146 千円(508 基) 平成 19 年度決算 6,875 千円(344 基) 	<p>1 資源回収団体奨励金</p> <p>(1) ごみのリサイクル意識の向上啓発及びごみの減量化対策として大きな効果が期待できる。</p> <p>奨励金 紙 類 3円/kg その他(鉄・生き瓶・古布) 2円/kg</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年度決算 1,142 千円 平成 18 年度決算 1,197 千円 平成 19 年度決算 1,183 千円 <p>(2) 資源ごみ分別収集運営費助成金</p> <p>平成15年4月から鹿本郡市で一斉にスタートした分別収集業務を円滑かつ継続的に推進することを目的として平成16年度から運営費助成金を交付。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年度決算 4,000 千円 平成 18 年度決算 4,000 千円 平成 19 年度決算 4,000 千円 <p>2 生ごみ処理容器等設置事業補助金</p> <p>生ごみの発生抑制はごみ減量化と肥料化リサイクルにつながり、また、生ごみの焼却や不法投棄防止の効果もあり、さらには生活雑排水による河川及び地下水汚濁の軽減にも大きな効果が期待できる。</p> <p>補助額 コンポスト 領収書の5割 上限 3千円 電気式 領収書の5割 上限20千円</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年度決算 323 千円 平成 18 年度決算 210 千円 平成 19 年度決算 418 千円

	<p>4. 減量美化推進員制度</p> <p>「熊本市減量美化推進員設置要綱」に基づく、市と市民が一体となった地域活動を展開することにより、ごみ減量化及び環境美化の推進を図るため、町内自治会が減量美化推進員を選任し、市に登録する。市は清掃用具の貸与や研修等によりその活動を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・726 町内のうち 652 町内が登録 (H20 年 10 月末現在) ・H19 減量美化推進員数:635 人 平成 17 年度決算 1,914 千円 平成 18 年度決算 1,598 千円 平成 19 年度決算 1,835 千円 <p>5. リサイクル情報プラザ</p> <p>市民にリサイクルに関する情報提供等の意識啓発を行うことにより、リサイクルとごみ減量を推進し、環境の保全を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルの体験学習、講座、研修会の開催、不用品の展示及び斡旋(公開抽選) ・年間約3万人来館 平成 17 年度決算 23,159 千円 平成 18 年度決算 23,916 千円 平成 19 年度決算 23,654 千円 	<p>4. 該当なし</p> <p>5. 該当なし</p>
相違点と課題		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 環境保全部会

協議項目	清掃事業	小項目名	3 環境美化活動推進事業
協議内容	熊本市は、ごみステーションにボックス等は設置しないが、植木町では金網式ステーション(ごみボックス)等の設置を助成しており、協議が必要。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	一部事務組合に加入している間は、ごみ収集所施設整備補助金については継続し、他の事業については新市の事業として継続する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>1. きれいな街づくり推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ごみ箱の巡回清掃 ② まち美化車の活用 ③ 市内中心部の散乱ごみの清掃 ④ ごみステーションの清潔保持を推進するための看板設置、清掃用具等の支給 ⑤ 市内の落書き消去の落書き消去用具の貸出 ⑥ 不法投棄防止ステッカー作成、不法投棄撤去 ⑦ 減量美化功労者表彰 <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年度決算 44,619 千円 平成 18 年度決算 43,936 千円 平成 19 年度決算 42,655 千円 <p>2. 美化条例推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の環境への意識を高めるとともに、市民・事業者・行政の三者が協力し、地域の環境美化の向上、推進を図る目的で美化協定を締結するもの。 ・H20 年 10 月現在 美化協定締結団体数：38団体 ・根拠条例：熊本市ごみのない街を創る条例 <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年度決算 513 千円 平成 18 年度決算 797 千円 平成 19 年度決算 376 千円 <p>3. 放置自動車対策経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「熊本市放置自動車防止条例」の適正な運用を図ることにより、公園や市営住宅等の市が管理する公共用地に放置されている「放置自動車」の発生を防止するとともに、適切な処理を行う。 ① 放置自動車対策協議会の開催 ② 撤去シール等の作成 ・平成 20 年 10 月末放置自動車台数：18 台 <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年度決算 74 千円 平成 18 年度決算 120 千円 平成 19 年度決算 96 千円 	<p>1. ゴミ収集施設整備に関する補助金</p> <p>地域の美化及び清掃思想の普及を図り、収集施設におけるカラス等のゴミ散乱対策として金網式ステーション等の設置に対して補助を行う。</p> <p>補助率 50% (上限 50,000 円)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年度決算 490 千円 平成 18 年度決算 459 千円 平成 19 年度決算 484 千円

相違点と課題

--

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 環境保全部会

協議項目	環境対策事業	小項目名	1 人工かん養促進事業
協議内容	ビニールハウスかん養対策については、熊本市の制度が充実している。熊本市の制度に統合する。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較																																							
	熊 本 市	植 木 町																																					
市 町 別 内 容	<p>1. ビニールハウスかん養対策</p> <p>雨水浸透による地下水かん養を図るため、連棟式のビニールハウスに降った雨水を浸透させる施設を設置する者に助成を行う。</p> <p>助成額 工事基準額の10分の9(工事基準額以内については工事見積額の10分の9)</p> <p>上限額 1基につき 111,510 円</p> <p>※熊本市ビニールハウス雨水浸透施設設置補助金交付要綱に基づく</p> <table style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">平成 17 年度決算</td> <td style="width: 20%;">5,464 千円</td> <td style="width: 20%;">49基</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>平成 18 年度決算</td> <td>5,576 千円</td> <td>50基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度決算</td> <td>5,575 千円</td> <td>50基</td> <td></td> </tr> </table> <p>2. 白川中流域水田かん養推進経費</p> <p>熊本地域で最も地下水かん養の寄与度が高い白川中流域水田を活用し、地下水かん養を図る。(水田湛水)</p> <table style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">平成 17 年度決算</td> <td style="width: 20%;">29,265 千円</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>平成 18 年度決算</td> <td>34,581 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度決算</td> <td>41,878 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	平成 17 年度決算	5,464 千円	49基		平成 18 年度決算	5,576 千円	50基		平成 19 年度決算	5,575 千円	50基		平成 17 年度決算	29,265 千円			平成 18 年度決算	34,581 千円			平成 19 年度決算	41,878 千円			<p>1. 人工雨水浸透及び廃水処理モデル事業補助金</p> <p>ビニールハウスの圃場からからの降水が、直接道路・排水への流出を防ぐため、人工涵養工法によって地下水不足と下流域の災害等の減少を図ることを目的とする。</p> <p>助成額 1基につき 73,000 円</p> <p>植木町農業振興補助金交付規則に基づく</p> <table style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">平成 17 年度決算</td> <td style="width: 20%;">584 千円</td> <td style="width: 20%;">8基</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>平成 18 年度決算</td> <td>146 千円</td> <td>2基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度決算</td> <td>365 千円</td> <td>5基</td> <td></td> </tr> </table> <p>2. なし</p>	平成 17 年度決算	584 千円	8基		平成 18 年度決算	146 千円	2基		平成 19 年度決算	365 千円	5基		
平成 17 年度決算	5,464 千円	49基																																					
平成 18 年度決算	5,576 千円	50基																																					
平成 19 年度決算	5,575 千円	50基																																					
平成 17 年度決算	29,265 千円																																						
平成 18 年度決算	34,581 千円																																						
平成 19 年度決算	41,878 千円																																						
平成 17 年度決算	584 千円	8基																																					
平成 18 年度決算	146 千円	2基																																					
平成 19 年度決算	365 千円	5基																																					
相 違 点 と 課 題																																							

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 環境保全部会

協議項目	環境対策事業	小項目名	2 新世紀漱石の森づくり事業
協議内容	緑化助成事業		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	新市の事業として継続する。		

制 度 比 較																				
	熊 本 市	植 木 町																		
市 町 別 内 容	<p>新世紀漱石の森づくり事業</p> <p>1 事業内容 「緑豊かな森の都」を再生するため、市民、事業者、行政が一体となり民有地の緑化を推進するもの。</p> <p>①家庭の森づくり 3m以上の樹木を植栽する者に50%補助(限度額2万円)</p> <p>②事業所の森づくり 事業所のオープンスペース等に樹木や生垣を植栽する者に50%補助 (1) 生垣の設置 限度額7万円 (2) 構造物などの取り壊し 限度額5万円 (3) 樹木の植栽 助成額は(1)～(3)の合計で限度額30万円</p> <p>③緑の街並みづくり 道路沿いに生垣を植栽する者に50%補助 (1) 生垣の設置 限度額7万円 (2) 構造物などの取り壊し 限度額5万円 助成額は(1)(2)の合計</p> <p>④記念樹配布 誕生・結婚・新築・銀婚式の記念として苗木を配布</p> <p>2 事業実績</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>平成 17 年度</td> <td>①②③補助決算</td> <td style="text-align: right;">10,877 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>④記念樹配決算</td> <td style="text-align: right;">851 本 850 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年度</td> <td>①②③補助決算</td> <td style="text-align: right;">8,004 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>④記念樹配付決算</td> <td style="text-align: right;">1,075 本 1,066 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>①②③補助決算</td> <td style="text-align: right;">5,132 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>④記念樹配付決算</td> <td style="text-align: right;">1,000 本 1,075 千円</td> </tr> </table>	平成 17 年度	①②③補助決算	10,877 千円		④記念樹配決算	851 本 850 千円	平成 18 年度	①②③補助決算	8,004 千円		④記念樹配付決算	1,075 本 1,066 千円	平成 19 年度	①②③補助決算	5,132 千円		④記念樹配付決算	1,000 本 1,075 千円	<p>該当なし</p>
平成 17 年度	①②③補助決算	10,877 千円																		
	④記念樹配決算	851 本 850 千円																		
平成 18 年度	①②③補助決算	8,004 千円																		
	④記念樹配付決算	1,075 本 1,066 千円																		
平成 19 年度	①②③補助決算	5,132 千円																		
	④記念樹配付決算	1,000 本 1,075 千円																		
相 違 点 と 課 題																				

協議第 25 号

水道関係事業について

水道関係事業について承認を求める。

平成 21 年 1 月 30 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

水道関係事業について

- 1 水道関係事業のうち植木町の上水道整備計画は、新市へ引き継ぐ。
- 2 水道関係事業のうち簡易水道使用料（水道料金）については、熊本市の料金体系に統一する。
- 3 水道関係事業のうち簡易水道分担金（加入金）については、植木町の上水道整備計画終了までは現行のままとし、その後熊本市の例に統一する。
引き込み工事負担金制度は、上水道整備計画終了までは現行のまま継続する。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(25 水道関係事業)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
水道事業の取扱い					
1	上水道事業	水道部会	第2回		
2	簡易水道使用料(水道料金)	水道部会	第2回		
3	簡易水道分担金(加入金)	水道部会	第2回		
水道事業の取扱い					
1	町営簡易水道事業	水道部会	事務局		
2	給水装置工事事業者指定等手数料	水道部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 水道部会

協議項目	水道関係事業	小項目名	1 上水道事業
協議内容	平成 21 年度より国庫補助を受けて植木中央地区を拡張し上水道へ移行し、北部地区・南部地区の未普及地域の解消を推進し上水道へ移行するための、上水道整備計画を引き継ぐことができるのか。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	植木町の上水道整備計画は、新市へ引き継ぐ。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	上水道事業 (H18 年度) 給水人口 654,819 人 一日平均給水量 225,464 m ³ 公称施設能力 290,500 m ³ 普及率 98.04% 【平成 18 年度決算】 ・収益的収支 (収入)132 億 2 千万円 (支出)109 億 5 千万円 ・資本的収支 (収入) 20 億 4 千万円 (支出) 69 億 4 千万円 【平成 19 年度決算】 ・収益的収支 (収入)131 億 3 千万円 (支出)108 億 6 千万円 ・資本的収支 (収入) 31 億 7 千万円 (支出)133 億 4 千万円	上水道事業(計画) ・H21～H22 植木中央地区上水道事業 事業費 5 億 6,753 万円 計画給水人口 8,900 人 ・H22～H23 植木北部地区簡易水道事業 事業費 2 億 5,940 万円 計画給水人口 4,900 人 ・H22～H23 植木南部地区上水道事業 事業費 8,179 万円 計画給水人口 5,700 人 ・H24～H28 植木上水道事業 事業費 29 億 1,915 万円 計画給水人口 27,000 人
相 違 点 と 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・植木町の水道は、上水道事業はなく、町営の6地区の簡易水道事業である。 ・水道普及率も熊本市の 98.04%(H18)に比べ、約 40%と低い。 ・植木町では、平成 20～21 年度に上水道整備計画(平成 21 年度～28 年度)を認可申請予定である。 	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 水道部会

調査項目	水道関係事業	小項目名	2 簡易水道使用料（水道料金）
調査内容	植木町の簡易水道事業と熊本市の上水道事業の水道料金統合の時期を協議したい。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の料金体系に統一する。		

制 度 比 較									
	熊 本 市				植 木 町				
市 町 別 内 容	今現在、簡易水道事業はない。								
	上水道料金(消費税抜き) ～参考～				簡易水道料金(消費税込み)				
		基本料金	従量料金				基本料6m ³	7～20m ³	21m ³ 以上
		10 m ³	11～20	21～30	31～40	41 以上			
		・13mm 1,050 円	135 円	160 円	185 円	220 円	・13mm 638 円	147 円	168 円
		・20mm 1,390 円		"			・20mm 693 円	147 円	168 円
		・25mm 1,840 円		"			・25mm 832 円	147 円	168 円
		0 m ³	1～50	51～100	101～500	501 以上	・40mm 2,394 円	147 円	168 円
		・40mm 3,850 円	220 円	240 円	260 円	290 円	・50mm 3,465 円	147 円	168 円
		・50mm 8,350 円		"			・75mm 4,158 円	147 円	168 円
		・75mm 14,850 円		"			臨時用 1m ³ につき	420 円	
		・100 mm 25,600 円		"					
		・150 mm 55,000 円		"					
		一時用(工事用) 1m ³ につき 525 円(税込み)							
		例): 使用料					例): 使用料		
	13mm 20m ³	2,520 円	30m ³	4,200 円	13mm 20m ³	2,700 円	30m ³	4,380 円	
	20mm 20m ³	2,877 円	30m ³	4,557 円	20mm 20m ³	2,750 円	30m ³	4,430 円	
相 違 点 と 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・植木町の水道は、上水道事業はなく、町営の6地区の簡易水道事業である。 ・水道普及率も熊本市の 98.04%(H18)に比べ、約 40%と低い。 ・植木町では、現在、水道整備計画(平成 21 年度～28 年度)を策定中である。 								

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 水道部会

調査項目	水道関係事業	小項目名	3 簡易水道分担金（加入金）
調査内容	・加入金の金額の違いや引き込み工事負担金制度など両市町で異なるところが多い。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	植木町の簡易水道加入分担金は、上水道整備計画終了までは現行のままとし、その後熊本市の例に統一する。 引き込み工事負担金制度は、上水道整備計画終了までは現行のまま継続する。		
制 度 比 較			
市 町 別 内 容	熊 本 市	植 木 町	
	1. 現在、簡易水道事業はない。 上水道加入金(消費税込み) ~参考~ ・13mm 63,000円 ・20mm 126,000円 ・25mm 189,000円 ・40mm 630,000円 ・50mm 1,260,000円 ・75mm 3,150,000円 ・100mm 6,300,000円 ・150mm 12,600,000円 2. 引き込み負担金制度はない。	1. 簡易水道加入分担金(消費税込み) ・13mm 39,900円 ・20mm 52,500円 ・25mm 141,750円 ・40mm 283,500円 ・50mm 525,000円 ・75mm 1,050,000円 2. 引き込み負担金制度 加入金と一緒に12万円の引き込み負担金を徴収し、町が一括して地区ごとに受託工事(官民分岐から宅地内5m以内メーターBOXまで)を行い、清算し残額を返すもの	
相 違 点 と 課 題	・加入金は、上記表のとおり、熊本市の方が高い。		

協議第 26 号

電算関係事業について

電算関係事業について承認を求める。

平成 21 年 1 月 30 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

電算関係事業について

電算関係事業のうち基幹系システム、情報ネットワークシステムについては、熊本市のシステムに統合する。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(26 電算関係事業)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
電算システムの取扱い					
1	基幹系システム	電算部会	第2回		
2	情報ネットワークシステム	電算部会	第2回		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 電算部会

協議項目	電算システム	小項目名	1 基幹系システム
協議内容	熊本市並びに植木町の電算システムについて		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市のシステムに統合する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	植 木 町	
	基幹系システム・・・住民基本台帳システム等の住民登録情報を基とした、戸籍、税、福祉、健康福祉等の基本的な住民サービスシステム。業務ごとに独立しているが、氏名、生年月日、住所等の住民情報を基に各事業に則したシステムを構築しているため住民生活に関連性が大きい。		
市 町 別 内 容	1 業務名 総合行政情報システム 2 開発業者 富士通(株) 3 稼働年月 業務別に昭和 61 年 3 月～ 4 業務内容 H20.4 現在 45 業務稼働中(別紙稼働業務一覧参照)、汎用コンピュータを中心に業務サーバを組み合わせている。 5 利用端末数 617 台 6 接続出先数 29 カ所 7 庁外ネット ビジネスイーサータイプⅡ 8 導入形態 JECC(株)レンタル(基幹系機器及び P.P を一括賃借契約)、単年度契約 リース(端末、プリンタ等末端機器のみ順次移行中)、60ヶ月 9 処理方式 独自処理	1 業務名 総合行政システム 2 開発業者 株式会社 RKK コンピューターサービス 3 稼働年月 平成 18 年 1 月稼働(システムリブレース実施) 4 業務内容 H20.4 現在 別添「稼働業務一覧」のとおり稼働中 システム方式は web アプリケーション方式が中心。 OS には Windows を採用。 住基ネットシステム(GS)、介護保険システム、戸籍システム、申告受付システムは別サーバで運用し総合行政システムとデータ連動。 5 利用端末数 クライアント端末 約 95 台 クライアント端末 OS WindowsXP sp2 6 接続出先数 3 箇所(給食センター、ふれあい文化センター、かがやき館) 7 庁外ネット 自営光ネットワーク(ただし、かがやき館については ISDN 回線) 8 導入形態 ・総合行政システム 5 年間のリース契約(平成 18 年 1 月 1 日～平成 22 年 12 月まで) ・申告受付システム 5 年間のリース契約(平成 17 年 11 月 1 日～平成 22 年 10 月 31 日まで) ・戸籍システム 5 年間のリース契約(平成 17 年 3 月 1 日～平成 22 年 2 月 28 日まで) ・住基ネットシステム(GS,GW サーバ) 5 年間のリース契約(平成 19 年 10 月～平成 24 年 9 月まで) 9 処理方式 独自処理	

	<p>10 保守 ハード:レンタル・リース契約に含む、ソフト:富士通(株)と一括維持管理契約</p> <p>11 H19 年度主な運用経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託料 <ul style="list-style-type: none"> 維持管理 136,710 千円 オペレータ 23,522 千円 パンチャー 20,553 千円 ・使用料及び賃借料 <ul style="list-style-type: none"> システムレンタル 618,968 千円 システムリース 17,817 千円 <p>H18 年度主な運用経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託料 <ul style="list-style-type: none"> 維持管理 136,752 千円 オペレータ 23,522 千円 パンチャー 20,553 千円 ・使用料及び賃借料 <ul style="list-style-type: none"> システムレンタル 669,607 千円 システムリース 5,846 千円 <p>H17 年度主な運用経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託料 <ul style="list-style-type: none"> 維持管理 136,710 千円 オペレータ 23,522 千円 パンチャー 25,173 千円 ・使用料及び賃借料 <ul style="list-style-type: none"> システムレンタル 666,362 千円 システムリース 0 千円 	<p>10 保守 ハード、ソフトともに株式会社 RKK コンピューターサービスとの単年度契約</p> <p>11 H19 年度主な運用経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託料 <ul style="list-style-type: none"> システムサポート料 11,289 千円 機器保守料 5,522 千円 ・使用料 <ul style="list-style-type: none"> 基本ソフト使用料 7,434 千円 リース料 40,610 千円 <p>H18 年度主な運用経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託料 <ul style="list-style-type: none"> システムサポート料 12,915 千円 機器保守料 4,159 千円 ・使用料 <ul style="list-style-type: none"> 基本ソフト使用料 5,938 千円 リース料 40,851 千円 <p>H17 年度主な運用経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託料 <ul style="list-style-type: none"> システムサポート料 6,968 千円 機器保守料 4,651 千円 ・使用料 <ul style="list-style-type: none"> 基本ソフト使用料 5,184 千円 リース料 11,045 千円
<p>相違点と課題</p>	<p>システム開発業者、システム形態(熊本市:メインフレーム、植木町:オープンシステム)、導入方式及び稼働業務数が異なり、業務毎の機能及びシステム化範囲についても同一ではないと予想される。</p> <p>課題は、早期に業務システム毎の差異についての詳細分析を行い、業務毎の事務事業調整方針に従い業務システム統合方針及びスケジュールを確定させることと考える。</p> <p>システム統合にあたっては、合併時に統合しなければならないシステムを優先し、改修に時間を要するシステムについては、既存システムを並行運用し合併後に随時統合を進める必要がある。</p>	

基幹系システム 業務内容(別紙)

熊本市		植木町	
1	住民記録	1	住民記録
2	印鑑登録	2	印鑑登録
3	外国人登録	3	外国人登録
4	戸籍情報総合	4	戸籍システム
5	住居表示証明発行	-	なし
6	行政基本	5	共通情報
7	市税基本	6	町県民税
8	税収納管理	7	収納消込
9	市・県民税	8	町県民税
10	市民税課税支援	9	町県民税
11	市税収滞納支援	10	滞納整理
12	法人市民税	11	法人住民税
13	軽自動車税	12	軽自動車税
14	諸税管理(事業所・たばこ・入湯)	-	なし
15	諸税収納	13	収納消込
16	固定資産税	14	固定資産税
17	特別土地保有税	-	なし
18	固定資産税家屋評価	15	家屋評価システム
19	税地図情報	16	固定資産税地図情報(大成ジオテック)
20	固定資産税異動管理	17	固定資産税
21	税ファイリング	-	なし
22	国民健康保険	18	国民健康保険(税、資格)
23	老人医療	19	老人保健
24	保険料収納支援システム	20	収納消込
25	介護保険	21	介護保険
26	国民年金	22	国民年金
27	老人福祉事務	23	老人施設入所
28	障害福祉事務	24	社会保障
29	障害者支援費	25	障害者支援(別システム:株ダンソフト)
30	児童手当	26	児童手当
31	乳児医療	27	乳幼児医療
32	ひとり親医療	28	母子医療
33	母子寡婦福祉資金貸付	-	なし
34	生活保護	-	なし
35	保育所管理	29	保育料
36	貸付統合	-	なし
37	下水道水洗化貸付金償還	-	なし
38	下水道使用料	30	下水道使用料
39	下水道受益者負担金	31	下水道受益者
40	選挙事務	32	選挙
41	学校教育	33	教育
42	市営住宅管理	34	公営住宅
43	土木設計積算	35	積算システム(各課個別)
44	保健福祉総合連携	36	総合健康管理
45	後期高齢者医療	37	後期高齢者医療
-	個別システム	38	財務会計
-	個別システム	39	人事管理
-	個別システム	40	人事給与
-	個別システム	41	農家台帳
-	個別システム	42	蓄犬管理
-	個別システム	43	上水道(簡易水道)

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 電算部会

協議項目	電算システム	小項目名	2 情報ネットワークシステム
協議内容	熊本市並びに植木町の電算システムについて		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市のシステムに統合する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	植 木 町	
市 町 別 内 容	情報ネットワーク …インターネット(電子メールやホームページなど)を利用した市民等に情報の提供や収集、電子申請受付などの市民サービスの向上および行政事務の高度・効率化を目的とした情報基盤。		
	1 システムの名称 熊本市情報ネットワークシステム (C ネット)	1 システムの名称 植木町地域イントラネットシステム	
	2 運用開始時期 平成13年4月	2 運用開始時期 平成 15 年 4 月 (平成14年度地域イントラネット基盤 施設整備事業により整備)	
	3 整備状況(施設数)H19年度末現在267ヶ所 (内小・中学校、保育園、幼稚園、共同調理場161ヶ 所含)	3 整備状況 施設数 平成 20 年 3 月現在 23 箇所 (内小・中学校 11、保育園 4、出先 8)	
	4 PC設置状況(C ネット接続分) 4,120台	4 PC 設置状況(地域イントラネット接続分) 植木庁舎 169 台 生涯学習センターパソコン室 20 台 生涯学習センター事務室 14 台 出先 23 台	
	5 利用アプリケーション数 別紙参照 全庁:18 部門:31	5 利用アプリケーション数 別紙参照	
	6 インターネット接続状況 有	6 インターネット接続状況 有	
	7 LGWANとの接続状況 有	7 LGWAN 接続状況 有	
	8 出先機関との通信回線種別 ビジネスイーサ・タイプII 10/100Hbyte/s	8 出先機関との通信回線種別 自営光ネットワーク 100Mb/s (地域イントラネット基盤 施設整備事業により敷設) 県庁 NOC との接続 NTT メガデータネット 6Mb/s (3Mb/s を市町村ネットワーク、3Mb/s を LGWAN 接続 回線)	
	9 平成19年度主な経費 ・ 情報機器関連賃貸借料(保守費含む) 390,443千円 ・ 運用管理委託経費等 180,616千円 ・ 通信回線経費等 91,204千円	9 平成 19 年度主な費用 委託料 ・地域イントラネット保守委託 12,127 千円 使用料 ・メガデータネット使用料 1,073 千円 ・電柱使用料(自営光ケーブル架設) 895 千円	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット接続経費 10,028千円 <p>平成18年度主な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報機器関連賃貸借料(保守費含む) 441,183千円 ・ 運用管理委託経費等 162,223千円 ・ 通信回線経費等 93,419千円 ・ インターネット接続経費 8,303千円 <p>平成17年度主な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報機器関連賃貸借料(保守費含む) 377,527千円 ・ 運用管理委託経費等 178,836千円 ・ 通信回線経費等 89,702千円 ・ インターネット接続経費 8,306千円 <p>10 ネットワークアカウント付与対象者 職員・再任用職員・県費職員の一部・ 国、県からの派遣職員</p>	<p>平成18年度主な費用</p> <p>委託料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域イントラネット保守委託 13,020千円 <p>使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メガデータネット使用料 1,008千円 ・ 電柱使用料(自営光ケーブル架設) 883千円 <p>平成17年度主な費用</p> <p>委託料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域イントラネット保守委託 11,760千円 <p>使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メガデータネット使用料 918千円 ・ 電柱使用料(自営光ケーブル架設) 852千円 <p>10 アカウント付与対象 組織別にアカウントを付与。</p>
相違点と課題	<p>情報システムの基本的な方針については相違ない。 職員の利用環境やアプリケーションの違いがあるが、システム移行について大きな問題はないと考える。</p>	

庁内ネットワーク利用アプリケーション（全庁アプリケーション）

年度	熊本市	植木町
平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通メニューシステム (H13. 4) ・ 庁内ホームページ (H13. 4) ・ 電子メール (H13. 4) ・ 電子掲示板 (H13. 4) ・ アンケートシステム (H13. 4) ・ 研修予約管理システム (H13. 4) ・ 行事日程管理システム (H13. 4) ・ 市議会会議録検索システム (H13. 4) ・ 統計資料提供システム (H13. 4) ・ 気象情報提供システム (H13. 8) ・ 例規・法令検索システム (H14. 3) 	
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅費計算システム (H14. 9) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内ホームページ (H15. 3) ・ 電子メール (H15. 3) ・ 庁内グループウェア (H15. 3) ・ 施設予約システム (H15. 3) ・ キオスク端末
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災情報システム (H15. 4) ・ 財務情報システム (H15. 9) ・ 地図情報庁内閲覧システム (H15. 11) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ REIKIBASE 例規検索システム (H15. 6)
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合文書管理・電子決済システム (H16. 4) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館予約検索システム (H16. 11)
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の声データベースシステム (H17. 4) ・ 職員情報システム (H17. 10) 	
平成18年度		
平成19年度		

* () 内数字は利用開始年月

庁内ネットワーク利用アプリケーション（部門アプリケーション）

年度	熊本市	植木町
平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉相談支援システム 【健康福祉政策課他】(H17 廃止) ・CADシステム 【建築課他】(H13.8) ・制度融資電算システム 【金融経営相談課】(H14.3) 	
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> ・電子（図面）ファイリングシステム 【道路管理課他】(H17.9 廃止) ・食肉衛生検査システム 【食肉衛生検査所】(H14.11) ・検査情報管理システム 【環境総合研究所】(H15.2) ・医療施設管理システム 【地域医療課】(H15.3) ・生活衛生施設管理システム 【生活衛生課他】(H15.3) ・コミュニティカルテシステム 【企画課】(H15.3) 	
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> ・設備管理システム 【東部環境工場】(H15.5) ・公共建築物施設管理台帳システム 【施設保全課】(H15.10) ・建築確認管理システム 【建築指導課】(H16.2) ・し尿・浄化槽管理システム 【浄化対策課】(H16.3) ・市営住宅滞納整理支援システム 【住宅管理課】(H16.1) 	
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史資料目録管理システム 【市史編纂室】(H16.4) ・動植物園システム 【動植物園】(H16.4) ・下水道CADシステム 【下水道建設課】(H16.6) ・統計業務支援システム 【統計課】(H16.11) 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車リサイクル法申請管理システム 【減量美化推進課】（H17.3） 	
平成 17 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金貸付事業管理システム 【教育委員会総務課】（H17.4） ・電子調達（入札等）システム 【監理課】（H17.4） ・道路管理システム 【道路管理課】（H17.10） ・動物管理システム 【動物愛護センター】（H18.1） ・下水道事業企業会計システム 【下水道管理課】（H18.3） ・設備管理システム 【西部環境工場】（H18.3） 	
平成 18 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震構造計算システム 【建築指導課】（H18.6） ・大型ごみ受付システム 【廃棄物計画課】（H18.7） ・地籍管理システム 【地籍調査課】（H18.10） ・公害法令届出システム 【環境企画課】（H18.12） ・放課後児童健全育成事業システム 【青少年育成課】 ・都市計画データ管理システム 【都市計画課】（H19.3） 	
平成 19 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・農業台帳システム 【農業委員会】（H9.10） 	

*（ ）内数字は利用開始年月

